

改正省エネ法への対応について

令和5年6月6日

新エネルギー課

再生可能エネルギー推進室

1.改正省エネ法における証書等の活用について

- 省エネ法が2022年5月に改正され、非化石エネルギーへの転換に関する措置が新設された。これを受け、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準が2023年3月31日に定められ、**事業者は証書等（グリーンエネルギーCO2削減相当量を含む）の償却に努めることが規定**された。

【工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準
(令和5年3月31日経済産業省告示第28号) 関連部分抜粋】

(1-2) 熱に関する事項

エ. 事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。

- ③ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量
(非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン熱証書」という。)

(1-3) 電気に関する事項

ウ. 事業者は、次に掲げる証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等の無効化又は償却等に努めること。

- ④ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量
(非化石電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。以下「認証済グリーン電力証書」という。)

2.省エネ法における証書等による非化石エネルギー量の報告について

● 改正省エネ法の施行により、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度において認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量 (tCO2)は、償却を行った際に、これに紐付く非化石エネルギーの使用量 (GJ,kWh)として省エネ法定期報告の中で報告を行うことができることとなった。

【省エネ法報告様式（様式第9） 関連部分抜粋】

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

備考

- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
- 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
- 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
- 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

3. 証書等による非化石エネルギー使用量の評価

- 上記で報告を行った非化石エネルギー量は、非化石比率の評価にも反映される。

【非化石電気の加算（評価）のイメージ】 ※2022/6/8第1回工場WG資料P41 一部加工

エネルギーの種類	エネルギー 使用量 【計量単位】	熱量換算		原油換算 エネルギー 使用量【kl】	エネルギー消費原単位		非化石エネルギー使用割合			
		換算 係数	熱量換算値 【GJ】		補正 係数	原油換算 エネルギー 使用量【kl】	補正係数	原油換算 エネルギー 使用量【kl】	うち非化石 エネルギー量 【kl】	
化石 燃料	原油【kl】	20.00	38.3	766.00	19.76	-	19.76	-	19.76	0.00
	揮発油【kl】	20.00	33.4	668.00	17.23	-	17.23	-	17.23	0.00
	灯油【kl】	20.00	36.5	730.00	18.83	-	18.83	-	18.83	0.00
	重油【kl】	20.00	38.9	778.00	20.07	-	20.07	-	20.07	0.00
	石炭（原料炭）【t】	20.00	28.7	574.00	14.81	-	14.81	-	14.81	0.00
				(略)						
非化石 燃料	黒液【t】	10.00	13.6	136.00	3.51	0.80	2.81	-	3.51	3.51
	木質廃材【t】	10.00	17.1	171.00	4.41	0.80	3.53	-	4.41	4.41
				(略)						
電気	電気事業者からの買電【kWh】	1000.00								
	電気事業者からの買電のうち、非化石相当分【%】	40.00	8.64	8.64	0.22	-	0.22		0.22	0.11
	自家発太陽光発電電気【kWh】	1000.00	3.60	3.60	0.09	-	0.09	(2.4)×(1.2)	0.27	0.27
	化石燃料のうち、自家発電電気分【kWh】	1000.00	8.64	8.64					0.22	0.00
非化石燃料のうち、自家発電電気分【kWh】	300.00	8.64	2.59					0.07	0.07	
熱	産業用蒸気【GJ】	20.00	1.17	23.40	0.60	-	0.60	-	0.60	0.00
	自家消費太陽熱【GJ】	5.00	1.00	5.00	0.13	-	0.13	-	0.13	0.13
合計【原油換算（kl）】					99.68		98.10			
自家発電分も含めた電気の使用量の合計【原油換算（kl）】									0.78	0.44
証書等加算分		100.00								0.02
非化石エネルギー使用量										0.46
原油換算係数【kl/GJ】 ※固定値		0.0258								
電気の非化石比率【%】		58.97								

【100kWhの証書等を購入した場合】
 (100kWh) × (8.64MJ/kWh)
 × 1/1000 × 0.0258 (原油相当量)
 ÷ 0.02

$$0.46 \text{ (kl)} / 0.78 \text{ (kl)} \times 100 = 58.97 \text{ (\%)}$$

4.改正省エネ法における非化石エネルギー等の報告方法

- 報告量は認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量（tCO2）に紐付く非化石エネルギー量（GJ・kWh）であることから、認証及び償却において、当該認証量（tCO2）の申請の基となった量を相当する非化石エネルギー量として、それぞれの通知書に参考として併記を行うこととしたい。

【認証通知書】

年 月 日

御中

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会事務局

グリーンエネルギーCO2削減相当量の認証について

申請のありましたグリーンエネルギーCO2削減相当量について、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会での審査の結果、下記の通り認証しましたので通知します。

認定日 : 年 月 日

削減計画名 :

グリーンエネルギー tCO2
CO2削減相当量

(参考)
上記に相当する非化石エネルギー量: GJ kWh

シリアル番号 : XXXXX-XXXXX-XXXXXX ~ XXXXX-XXXXX-XXXXXX

以上

【償却通知書】

yyyy年mm月dd日

〇〇株式会社 御中

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会事務局

グリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消について

申請のありましたグリーンエネルギーCO2削減相当量償却・取消申請について、下記のとおり償却・取消が完了いたしましたので通知します。

申請者名 〇〇株式会社口座番号 XXXXXX

償却日/取消日 yyyy/mm/dd

種別 所内消費分

(参考) 合計 上記に相当する非化石エネルギー量 (以下同値) : GJ kWh

(内訳)

XXXX tCO (参考) GJ kWh

シリアル番号 : AABBBCC-YYMMDD-XXXXXXXX AABBBCC-YYMMDD-XXXXXXXX

(参考) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度との関係

- グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度において認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量 (tCO2) は、償却を行った際に、国内認証排出削減量として、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における報告にも活用が従来より認められている。
- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、償却されたグリーンエネルギーCO2削減相当量 (tCO2) が報告できると同時に、省エネ法報告においても、紐付く非化石エネルギー量 (GJ・kWh) の計上が可能。
- 報告可能な償却量としては、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度と同様に、報告の前年度 (報告対象年度) の償却量に加え、報告年度の4月～6月までに償却した量の計上が可能。但し報告済の償却量は翌年度の報告には算入できない。

【省エネ法報告における非化石エネルギー量の報告のスケジュール】

日程	実施事項
令和5年4月	改正省エネ法 施行
令和5年4月 ～令和6年6月30日	グリーンエネルギーCO2削減相当量の償却
令和6年7月	省エネ法定期報告書の提出